

資料 5-1

人権救済制度の在り方について（答申骨子）

※括弧内は本文の頁数

はじめに（1頁）

○21世紀は人権の世紀・人権尊重社会の実現

○行政による人権救済制度の整備の必要性

第1 調査審議の対象とその経過（3頁）

第2 我が国における人権侵害の現状と被害者救済制度の実情（6頁）

1 人権侵害の現状（6頁）

差別、虐待、公権力による人権侵害、マスメディアによる人権侵害

2 被害者救済制度の実情（7頁）

(1) 法務省の人権擁護機関による人権相談及び人権侵犯事件調査処理制度

任意的な調査・措置に伴う限界、政府の内部部局型組織による救済の限界

(2) 司法的救済と各種裁判外紛争処理制度（ADR）等

制度上の制約や限界、問題点の指摘

3 人権救済をめぐるその他の情勢（9頁）

地対協の意見具申、男女共同参画社会基本法の成立、規約人権委員会の最終見解

第3 人権救済制度の果たすべき役割（11頁）

1 人権救済制度の位置付け（11頁）

簡易・迅速で利用しやすく、柔軟な手法により、司法的救済を補完する一般的な救済制度として位置付け。

2 具体的役割（11頁）

(1) あらゆる人権侵害を対象とする簡易な救済（相談、あっせん、指導等）

(2) 差別や虐待の被害者等を対象とする積極的救済（より実効性の高い調査や救済）

3 その他（13頁）

第4 各人権課題における必要な救済措置（14頁）

1 差別（14頁）

人種、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向等を理由とする、社会生活における差別について、積極的救済（調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助等）を図るべき。

2 虐待（17頁）

家庭、施設、職場等における虐待について、積極的救済（調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助、早期発見のための工夫等）を図るべき。

3 公権力による人権侵害（19頁）

差別、虐待に該当するものについては、積極的救済（調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助等）を図るべき。

4 メディアによる人権侵害（20頁）

(1) マスメディアによる人権侵害

○メディア側の自主規制による対応が、まず図られるべき。第三者性や透明性の確保を含む自主規制の充実・強化を要望。

○犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害や過剰な取材等については、自主規制の取組にも配慮しつつ、積極的救済（調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助等）を図るべき。

(2) その他のメディアによる人権侵害

インターネットを悪用した差別表現の流布等については、インターネットに関する法整備の状況も踏まえながら、人権救済機関として有効な救済活動を行い得る対策を講すべき。

第5 救済手法の整備（23頁）

- 簡易な救済（相談、あっせん・指導等）及び積極的救済（調停、仲裁、勧告・公表）の手法を整備すべき。
- 勧告・公表までの手法により救済が図れない場合は、被害者による訴訟を援助し、資料提供や訴訟参加等の手法を整備すべき。
- 不特定又は多数の者に対して差別的取扱いが行われる明らかなおそれを生じさせる行為（例：外国人入店拒否の掲示）や、差別を助長・誘発するおそれの高い一定の表現行為（例：部落地名総鑑の頒布）が行われた場合は、人権救済機関自らが裁判所にその排除を求めるなどして、人権侵害の防止を図っていく仕組みの導入が必要。

第6 調査手続・権限の整備（27頁）

- 過料又は罰金で担保された質問調査権、文書提出命令権、立入調査権等の調査権限の整備を図るべき。
- 積極的救済の対象とすべきマスメディアによる一定の人権侵害（第4、4、(1)）に関しては、表現の自由、報道の自由の重要性に配慮し、また、マスメディアがその有する責任にかんがみ、自主規制の取組を進展させることを期待して、任意的な調査によって対処すべき。

第7 人権救済機関の組織体制の整備（28頁）

1 人権救済機関の独立性等（28頁）

政府からの独立性を有する委員会組織（仮称・人権委員会）とし、中立公正さを制度的に担保することが必要。法務省人権擁護局の改組により委員会事務局の整備を図るべき。

2 人権委員会の全国的な組織体制の在り方（28頁）

法務局・地方法務局の人権擁護部門の改組により、人権侵害の調査や調停、仲裁等に当たる委員会事務局の地方組織の整備を図ることが必要。調停等の手続に関しては、法律専門家、学識経験者、一般有識者等の参加を得て、利用者に信頼される体制の整備を図ることが肝要。

3 人権擁護委員が人権救済に果たすべき役割（29頁）

人権相談のほか、積極的救済にも寄与すべき。

4 人権委員会の人的構成に関する留意点（29頁）

○委員の選任については、透明性の確保とともに、国会の同意を要件とするなど国民の多様な意見を反映する方法を採用すべき。ジェンダーバランスにも配慮。

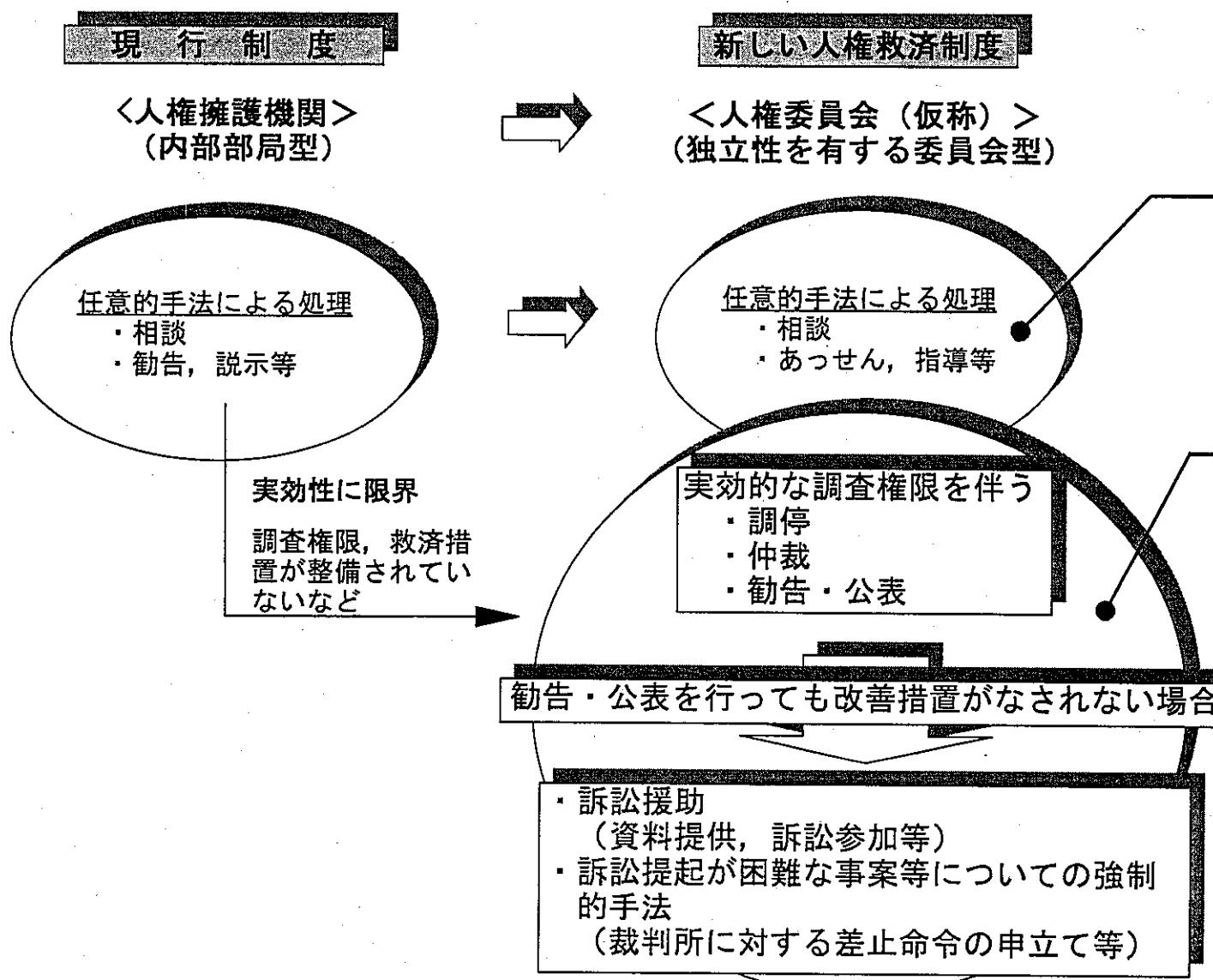
○人権擁護委員制度については、適任者確保の観点から、改めて検討。

5 救済にかかる他の機関・団体との連携の在り方（30頁）

6 人権委員会が他に所掌すべき事務（31頁）

人権啓発、政府への助言、人権白書の作成、国連や諸外国の人権機関との協力等。

「人権救済制度の在り方について(答申)」の概要 (救済措置等)



「人権救済制度の在り方について(答申)」の概要 (組織体制)

人権委員会(仮称)

委員会(合議体)

～意思決定機関～

- ・勧告・公表の決定等
- ・特に必要な場合の人権救済に関する調査
- ・人権救済に関する方針の決定
- ・人権啓発に関する計画の策定

連

国の他の機関

携

都道府県

地

協

<事務局>

中央

地方組織

～委員会の事務を補佐～

～各地で起こる人権侵害事案に対する対応～

- ・人権救済に関する調査
- ・法律専門家、学識経験者、一般有識者が参加して行う調停、仲裁
- ・勧告等の検討、上申
- ・人権啓発の実施

地方組織

地方組織